

# 公 募 公 告

令和8年1月7日

情報通信政策研究所長

以下のとおり公告します。

## 1 件名等

- (1) 件 名 情報通信政策研究所（西国分寺庁舎）内において「自動販売機の設置及び管理業務」を行う者の公募（令和8年度～令和12年度）  
(2) 機種等 飲料自動販売機 1台  
軽食自動販売機 1台

## 2 応募資格

- (1) 良質な商品・優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。  
(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 国税及び地方税を完納していること。  
(4) 経営の状況・信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。  
(5) 誓約書（別添）を提出すること。  
(6) 下記3（1）の指定期間内に仕様書の交付を受けた者であること、かつ、下記4（1）の指定期間内に企画提案書等を提出すること。

## 3 仕様書の交付期間及び場所

- (1) 交付期間 令和8年1月7日（水）10時から令和8年1月21日（水）17時まで  
(2) 交付場所 東京都国分寺市泉町2丁目11番16  
総務省情報通信政策研究所総務・研修部総務課総務係（TEL 042-320-5800）

## 4 企画提案書等について

- (1) 提出期間 令和8年1月19日（月）10時から令和8年1月26日（月）17時まで  
(2) 提出方法 上記3（2）あて書面により提出（郵送可、必着）又は、メールアドレス（[iicp-soumu@soumu.go.jp](mailto:iicp-soumu@soumu.go.jp)）へデータで提出すること。  
なお、メールで受信できる容量は14MB程度であるため、それを超える場合は、分割して送付すること。  
(3) 提出書類 ①企画提案書 1通  
②誓約書（別添）1通

(4) 企画提案書作成要領及び評価の観点

応募者は、仕様書に記載の内容を承諾するものとし、以下の①～④の項目に基づき、企画提案を行うものとする。

なお、企画提案書については、日本語及びA4番で作成すること。その他形式は任意とし、図や写真等を用いて企画提案の内容をイメージしやすいものとすること。

① 利便性、サービスについて

- ア. 取扱い商品について（商品の豊富さ、品ぞろえ等）
- イ. 商品の販売価格
- ウ. 使用する自動販売機の特徴等（機種及び特徴、キャッシュレス対応有無、環境対策）
- エ. 商品の供給体制等
- オ. メンテナンス、アフターサービス等について
- カ. 災害時の対応（災害時フリーベンド対応）

② 業務の実施体制等

- ア. 自動販売機の安全管理（転倒防止措置について）
- イ. 商品の衛生管理（ゴミの管理、定期的な清掃等）
- ウ. 犯罪防止対策（偽造通貨又は偽装紙幣対策等）
- エ. 事務担当者の連絡体制
- オ. 苦情対応について

③ 賞罰等

- ア. 過去5年間の保健所からの指摘事項及び改善措置状況
- イ. 過去5年間の社会的信用失墜行為の有無（ある場合は、その時期及び内容）

④ 1m<sup>2</sup>あたりの国有財産使用料（※）を提示すること。

※国有財産使用料は、1m<sup>2</sup>あたり年額18,876円以上（消費税1,716円）を提示すること。

(5) その他

上記指定期間に仕様書の交付を受けなかった者の企画提案書は、一切認めない。

## 5 企画提案書の無効

- (1) 「2 応募資格」に示した資格を有しない者の提出した企画提案は無効とする。
- (2) 国有財産使用料の提示のない企画提案は無効とする。

## 6 公募結果について

応募者に別途通知する。

以 上

## 誓 約 書

当社（又は個人であれば私）は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときなど
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき  
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

#### 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

#### 3 警察への通報等警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

総務省情報通信政策研究所長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は法人名

代表者役職・氏名